

尾張旭市指定地域密着型サービス事業所 管理者 各位

尾張旭市長 森 和 実
(公印省略)

運営推進会議の取扱いの変更について（通知）

日頃は、本市の福祉行政に御理解・御協力賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、運営推進会議の開催義務の免除については、令和 2 年 2 月 2 5 日付け 1 長第 1 3 3 5 号の通知によりお知らせしたところです。

また、令和 2 年 2 月 2 8 日付け「介護保険最新情報」中の問 8 において、「運営推進会議の開催については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。」とされているところです。

この度、国・県の緊急事態宣言が解除されたことに伴い、運営推進会議の取扱いを下記のとおり変更しますので、ご承知おきください。

記

1 変更の内容

変更前	変更後
当面の間、運営推進会議を延期又は中止した場合であっても、運営基準違反とならない。	当面の間、運営推進会議の開催について、会議に代えて、文書による情報提供・報告にした場合であっても、運営基準違反とならない。

※ 地域密着型サービスにおける運営推進会議については、本市の条例により、3 か月（地域密着型及び認知症対応型通所介護においては 6 か月）に 1 回の開催が義務付けられており、同期間毎の開催が求められますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各事業所の判断により、会議の開催を文書による情報提供・報告に代えることが可能です。

2 変更後の取扱開始日等

令和 2 年 6 月 9 日から当面の間

3 その他

本取扱いは、事業所の判断で会議を開催することを妨げるものではありません。ただし、開催の際には、3 密（密集、密接、密閉）の回避など、感染防止に十分配慮した上で開催してくださるよう、お願いします。

担当 長寿課指定・指導グループ（藤田）
電話 0 5 6 1 - 7 6 - 8 1 4 3（直通）